

平成 23 年度 第 9 回税制調査会後の記者会見録

日 時：平成 23 年 9 月 16 日（金）18 時 05 分～

場 所：中央合同庁舎第 4 号館 11F 共用第 1 特別会議室

○五十嵐財務副大臣

今日はフルオープンで御覧になったとおりですから、私の方から冒頭に発言することはございません。

○記者

今日の議論を終えて御感想などをお願いします。

○五十嵐財務副大臣

なかなか大変な議論だったと思います。皆さん、将来の日本の経済・財政を御心配する立場から発言されておりますので、かなり真剣な議論になっている。それを受け止めていただいて、大臣が今、官邸に向かわれましたので、そうした議論を受けての判断が出されるのではないかと考えているところでございます。いい議論ができたと思っております。

○記者

会議の中で、うちの党としては納得できないと、持ち帰って議論したいというような方だったりとか、あと増税に対してかなり慎重な意見というものもございましたけれども、今日のこの会合で全てまとまったと受け止めてよろしいのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

大臣から、それらを全て受け止めての政府税制調査会長としての総括の御発言があり、それについて異論が出ませんでしたので、大臣にそれを全部含めて一任されたと考えております。

○記者

今後、党の税調の方での議論になると思いますけれども、どういう議論を望まれるのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

日本の財政の置かれている立場、その状況、これから日本が何で生きていくのかという広い視野も含めて議論をしていただかないと、単に復興に関する支出に対する財源手当がどうかというだけの観点ではなくて、日本の財政が今どういうリスクを抱えどういうところに来ているのか、そして、破綻のリスクや金融危機につながるリスクをどう回避していくかということまで含めた議論をしていかないといけないので、例えば、借金を付け替えて右から左へ財源を移したと、そうしたら、移した方が空っぽだったということでは何にもならないわけです。例えば、44.3 兆円の新発債の限度額というのを守って、それによって日本はまだ大丈夫なんだという安心感が世界のマーケットなり世界の各国の政府なりに伝わっているわけですがけれども、これがもし破れ

るというようなことになれば、今までの努力はだめになってしまう。

例えば、洗いざらい全ての財源を無理なものまで復興に注ぎ込んだ、可能なものは可能な限りやったんですけれども、明らかに無理だというものまで突っ込んだといたしますと、その分、来年度の予算なり、再来年度の予算なり、日本の財政には穴が開いて新発債が 44.3 兆の中に収まらないということだって考え得るわけです。そのときのリスクというようなものも考慮に入れた上で判断をしなければいけないので、幅広い論議が必要だと考えておりました、それをしていただきたいと思います。

○記者

3つの案が示されましたけれども、かなり具体的な数字の入った案でしたが、この数字は国民にとって、いわゆる重税感があるような数字だとお考えでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

重税感が残らないように、精一杯配慮させていただいたと思っております。皆様に大変失礼を申し上げたと思っておりますが、これまでかなり数字を表立って発表しませんでした。それは、数字がひとり歩きするということがあって、それを恐れた訳なんですけれども、本日はオープンな場に出させていただきましたので、特に読者、視聴者の皆さんにはお分かりになりにくい部分があるかと思っておりますので、本日はお許しをいただいて、事務当局、後でフォローの説明も十分にさせていただきたいと思っておりますので、是非お訊きをいただきたい。納得するまでお訊きをいただきたいと思っております。この間の皆さんの報道を見てみると、月額と年額を間違えておられる例とかいろいろあって、間違った情報が、仕方がない、やむを得ない部分があるかと思っておりますけれども、国民に伝わってしまった部分がありますので、十分にわかりやすく、そして正確な情報を皆様に御報道いただきたいと思いますところでございます。

○記者

今日は、税目で言えば国税で3案、地方税で2案示されたわけですが、少し細かい点で確認ですけれども、組み合わせとして、国税で所得税と法人税のものと、それにたばこ税を加えたものがありますけれども、それは地方税の住民税だけのものと、それに地方たばこ税を加えたもの、これはそれぞれ連動しているものなんでしょうか。それとも別個に判断されるものなんでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

必ずしも連動するものではないと思っておりますが、たばこについてはこれまで1対1という暗黙の規則的なものがございますので、わかりやすい方は、国税でたばこが1円上がれば、地方も1円上がるというのは、素直に考えればわかりやすい例だと。しかし、必ずしも連動しなければいけないものではないと考えております。

○記者

同じような質問ですけれども、国税の方で消費税の案がありましたが、仮にこれにする場合は、地方税は地方税で独立して考えるということでもよろしいでしょうか。つ

まり、住民税への付加というのは、所得税控除の部分しか使わない場合であっても、住民税への付加という例があり得るのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

組み合わせはあり得ると思うんですが、ただ、消費税については、この調査会の中でも否定的な見解が出され、また、これまでも大臣も私も決して積極的ではないという姿勢だったということは念頭に置いていただきたいと思います。

それから、法人税については、地方税への跳ね返りがあるんですが、そこは遮断されておりますので、地方税については、法人税は今、案の中に入っていないということ、改めて申し上げさせていただきます。

○記者

数点伺います。

まず、今日、前原政調会長に安住会長が持って行く案なんですが、安住会長の最後の挨拶ですと、総理に最終的に判断していただいた上で持って行きたいということで、今日の政府税調で示された案から、総理の判断によっては若干変更する可能性もあるということだと思うんですが、今日の政府税調の案そのものを持って行ったのか、変更があったのかを含めて、政府税調の案として最終的に政調に伝えた案というのが固まり次第、教えていただきたいという要望が1点です。

それと質問のところなんですが、今日も税外収入に更なる積増しを求める声はかなりあったかと思うんですけれども、五十嵐副大臣はかなりぎりぎりのところだということでしたが、これは仮に更に積増しが可能になった場合は、当然選択肢にある増税幅というのは圧縮するような形になるのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

後の方の御質問ですけれども、どちらにしても集中復興期間が終わる、あるいは目処がつく段階で見直しをしなければいけない、つまり、復興に対する事業支出がそれで収まるのか、もっとかかるのかということは、そこで見直しがございます。他に収入あるいは税収がもっと上がってしまったというときには、そこに投入するのが一番素直な考え方かなとは思っております。

安住大臣がおっしゃいましたから、途中で臨時の増税を打ち切るということもあり得ると思います。素直な考え方は、やはりそこで見直し全体、歳出、歳入両面での見直しが行われるのではないかと今の時点では予想をいたしております。

それから、前の方の要望でございますけれども、安住会長が総理に当然御報告をいたしますが、総理の方から何らかのこれでいいというのか、それともこの選択肢は多過ぎるから少し削れというのか、そういうものがあつた場合には、安住会長の方から、総理との会談が終わった後で、ぶら下がりか何かで発表があるものと思っておりますので、どうぞそちらの方で御確認をいただきたいと思っております。

○記者

これは無理かもしれませんが、追加分の税外収入が2兆なんです、4項目挙げられましたが、大体の額の目処というか、幾らから幾らみたいなのは出ないでしょうか。

また、東京メトロ株については、新たな4項目ではなくて、3兆の方にもともと入っているということでしたが、ただ、実際問題、売却については都との折衝はまた難しいという意見もあります、その辺はいかがでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

前の方は、まだ数字を詰めていないので、はっきり一覧表にしていないという部分がございます。大体の見積りのものはございますけれども、それは後で事務方から説明させていただきたいと思います。大体、私の頭の中にはありますけれども、正確を期すために、事務方から説明をさせていただきたいと思います。

東京メトロ株についても、事務方から説明をさせていただきたいと思います。

○記者

2つあります。1つは考え方なんです、消費税を留意点を付けながら、もう入れられたのは、これは選択肢の一つとお考えだからということか。あるいは基幹税について検討することなので、3つとも入れられたということなんでしょうか。それが1点です。まずお願いします。

○五十嵐財務副大臣

それはなるべく幅広い選択肢を示せという意見が税調の内部にも当初ありましたので、幅広い選択肢ということで、例えばたばこ税以外のものについても排除することではなくて、お示しをするということにいたしました。それと同様に、消費税についてもそういう考え方も成り立ち得るので、これは選択肢の中に入ったと。幅広く示せという御要望に沿ったということでございます。

○記者

もう一点が法人税なんです、国税の法人税として、現行よりも引下げになる形ということなんです、これは現行の水準まで戻すということではなくて、多少下がるという理解でよろしいのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

下がります。当然ながら、計算上そうなるということでございます。

○記者

課税ベースの拡大を入れても下がるということですか。

○五十嵐財務副大臣

実効税率というのは地方税の税率+国税の税率ですから、それは地方税分が下がる分だけ、かなり下がります。

○記者

実効税率というか、課税ベースの拡大を含めても、企業にとっては負担増というこ

とか。

○五十嵐財務副大臣

課税ベースの拡大というのは、実効税率とはちょっと違う概念でございます。後から細かい数字は申し上げます。

○記者

大串政務官の説明の中で、増税時期が後ろに倒れると、その景気の下押しのももの後になるというような御説明があって、つまり増税時期は復興の需要が出ている早い時期の方がいいというようなニュアンスの御見解が示されたと思うんですが、これは政府税調としても、その増税の時期というのは、その大串さんのおっしゃったニュアンスを共有しているという解釈でよろしいのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

ある意味でこれは当たり前の話でありまして、あの数字をお間違えにならないようにいただきたいのは、増収効果については入っていないんですね。単純に民間の所得から吸収される部分があるから、当然ながらマイナスは当初出ますねと。それが途中で止めれば今度は減税になるわけですから、減税効果というのは出ますね。そういう計算でございますので、ある意味で全く当たり前のこと。つまり早く増税が始まれば、早く増税の期間が終わって、早く減税が始まるということですから、それは当然ながら早く減税効果、つまり経済へのいい影響が発生するというのは、これはある意味でああいう数字を見なくても、わかる話なんだろうと思います。

○記者

その際、法人税と消費税については、増税の開始時期が書いてあるんですけども、所得税のところは5年、10年とあるんですが、これは早いと13年分から課税するという解釈でよろしいのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

これは高度の政治判断になるんだと思います。所得税は御存じのとおり、暦年課税でございますので、今年度中に法案が成立しなければ、1月1日からの改正はできません。そういう意味で、それは見通しを政治的な判断を加えながら、スタート時期を考えるとということになるんだと思います。

○記者

地方税のことでお伺いしたいんですが、黄川田先生の方がよろしいかもしれません。住民税の均等割の引上げなんですけれども、均等割の納税者が恐らく6,000万人ぐらいです。

○黄川田総務副大臣

5,600万人ぐらいかな。

○記者

です。年1,000円で0.06兆円という計算なんだと思いますが、均等割の標準的

な額は、たしか年 4,000 円くらいだと思いますけれども。

○黄川田総務副大臣

県税が 1,000 円と、市町村が 3,000 円で、4,000 円です。

○記者

県と市、両方合わせてですが、そうしますと、その 1,000 円の引上げというのは 25% の増で、2,000 円ですと 50% 増ということになって、そういう意味では、均等割という部分だけを見ると結構な痛税感かなという気がするんですが、その点についてはどうしますか。

○黄川田総務副大臣

広く納税者に分かち合いながら、絆を持って支えてもらうんだという意味合いの中ですし、それから、これは年ですから、12 で割れば、1,000 円の場合は大体 80 円ですし、2,000 円の場合は 180 円ぐらいかなという話ですので。

それでも、被災地とすれば増税という形の中でそれは当然なるんですけれども、ただ、国民負担、増税となる幅は極力小さくしたいという形の中で、税外収入はどこかにないかとか、大いに議論されたらよいではないですか。

○記者

税外収入のところの上積みの部分で、2 兆円を上積みして 5 兆円規模になったということなんですが、これは野田総理もあらゆることをやって、不足した部分はどうしてもしょうがないので臨時増税というおっしゃり方をされて、理解を求めておられたと思うんですが、この 5 兆円という数字は、そういった文脈から言うと、十分な数字だというふうにお考えなのかというのをまず一点お願いします。

○五十嵐財務副大臣

後で詳しく事務当局から聞いていただければいいと思いますけれども、かなり無理やりに近いひねり出しです。つまり、法律を通さなければ出ないものとか、相当な準備や調整が必要なものまで入っていると思っていただければいいと思います。かなり苦しいひねり出しだと思います。強い大臣の御指示があったので、政府として受け止めて、引き受けましょうという、これは裏書きをしましょうということになったものですから、これはかなり無理をしてひねり出した数字だとお考えいただきたいと思います。それだけ当局としては、財源探しをやるだけやったけれども、苦しんでいるということでございます。

○記者

あと、もう一点、被災地への配慮というところで、例えば所得税だと、被災者の方は多分、収入が激減しているのも、そもそも所得税の対象にならないのかもしれないんですけれども、それ以外のところで何か配慮するような措置というようなお考えがあればお聞かせください。

○五十嵐財務副大臣

その他のいろいろな税制上の措置もありますので、トータルに行くと、基本的に被災者には実質的にかからないだろうと思っております。

[閉会]